

8-33

総学庶第1391号 昭和45年10月30日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫
(写送付先：総理府総務長官)

公害関係調査研究予算について(要望)

標記のことについて、本会議第57回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

公害問題の深刻化に伴い、昭和46年度に向け、各省庁から多額の予算が要求され、その多くの部分は公害問題の研究所ないし施設の設置、拡大および調査研究にさかれていると聞く。本会議は公害問題の対策のための調査研究および施設に予算の割り当てられること自体には賛意を表するものであるが、これについては、公害問題の研究が学問分野の既存の領域を越えて協力の必要のあることを考慮され、総合的調整のうえ、実効をあげるよう要望する。

なお、本来の研究に支障をきたさないよう研究者の意見を聞き、対処されることを希望する。

8-34

総学庶第1371号 昭和45年11月2日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上不二夫
(写送付先：内閣総理大臣、科学技術庁長官)

特定の大学に付置されない共同研究所の所員の身分保障について(申入れ)

標記のことについては、本会議第374回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

現在大学等における基礎研究の充実に資するため、国公私立大学等の研究者の共同利用の場として、特定の大学に付置されない独立した形の国立の共同研究所の設置の準備が進められている。

本会議としては、すでに第49回総会の議に基づく「共同研究所のあり方について」の勧告の中に、これらの研究所の体制について基本的な原則を提示しており、その理念は現在いささかも変更を要しないと考える。

本会議は、特にその一つについて、研究所設立のための法的処置が講ぜられる段階にあるので、慎重審議を行なった結果、特に次の点につき政府の具体的な処置を要請する。

この研究所の所長を含む研究者(以下所員という)の身分は、学問の自由を保障し、大学との共同研究を推進し、大学等との人事交流を円滑に行なわしめるため、国立大学における学長・教員の身分と同様に保障されなければならない。特に「所員の任免、不利益処分については、所長の申出でに基づいて、任命権者が行なう」よう保障されることが必要である。